

府中市省エネルギー設備等導入による生産性向上推進事業補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者の環境保全意識を向上しながら、競争力の強化を図るため、市内中小企業者の生産性向上に資する省エネルギー設備の導入等に係る経費の一部を市長が予算の範囲内で補助金を交付することについて、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 省エネ設備等 エネルギー使用の合理化の促進、燃料転換等により、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備をいう。
- (3) 省エネ診断 診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービスをいう。
- (4) 診断実施機関
省エネ診断を実施する次の者をいう。
 - ア 一般財団法人省エネルギーセンター
 - イ 国の補助を受けてアと同等の省エネ診断を行うことができると市長が認めるもの
 - ウ ア及びイと同等の診断を行うことができると市長が認めるもの
- (5) 生産性 労働の効率性を図る尺度であり、従業員一人当たりの付加価値額をいい、付加価値額を従業員数で除したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する者であること。
- (2) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (3) この要綱により補助金の交付を受ける経費について、国、地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていないこと（省エネ診断に係るものは除く）。
- (4) 府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内中小企業者の事業所において、省エネ診断を実施する事業及び生産性向上に資する省エネ設備等を導入する事業とする。

2 前項に規定する省エネ診断を実施する事業は、この要綱の施行日以降に実施したものであることとする。

3 第1項に規定する生産性向上に資する省エネ設備等を導入する事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 交付申請の日から前3年以内に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく1以上の改善提案（以下「改善提案」という。）をその内容とするものであること。

(2) 改善提案の内容を変更せず、そのまま実施するものであること。

(3) 改善提案ごとに、その効果試算において温室効果ガスの排出量の削減が見込まれるものであること。

(4) 経費の縮減がなされ、生産性の向上が図られること。

(5) 補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。ただし、第2項に規定するものについてはこの限りではない。

(6) 導入する省エネ設備等は、リース契約によるものではないこと。

(7) 導入する省エネ設備等は、中古のものではないこと。

(8) 省エネ設備等の導入等を行う物件は、販売を目的とするものではないこと。

(9) 省エネ設備等の設置場所は、府中市内であること。

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表1に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1の補助対象経費の合計額（国、地方公共団体等の補助金の交付を受ける場合は、これを除いた額）に同表の補助率を乗じて得た額に相当する額とし、同表の補助限度額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に補助事業に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し
- (4) 診断実施機関の発行する省エネ診断の報告書の写し
- (5) 省エネ設備等の導入を行う物件の概略図
- (6) 省エネ設備等の導入を行う物件の現況写真
- (7) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類
- (8) 法人の登記事項証明書（個人にあっては事業所の所在が確認できるもの）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 同一の中小企業者への補助金の交付は、1回限りとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容変更等の届出）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）し、又は廃止しようとするときは、補助事業（変更・廃止）届出書（別記様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 府中市補助金交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助事業が補助金の交付決定を受けた会計年度内に完了しないとき。
- (6) 前条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知する。この場合において、市長は、当該取消しに関して既に補助金が交付されているときは、期限を

定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (2) 補助対象経費に係る契約書の写し
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) しゅん工図面
- (5) 完成写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告、検査又は指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の交付に関し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 前項の検査をするときは、職員は、身分を証明する書類を携行し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(補助事業の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明確にし、かつ、経理に係る書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

2 補助事業により導入された設備を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

別表 1（第 5 条・第 6 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助事業に要する次に掲げる経費とする。 ① 診断実施機関の実施する省エネ診断費用 この要綱の施行日以降に診断実施機関の実施した省エネ診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額。 ② 省エネ設備等への更新及び設備改良費用 交付申請の日から前 3 年以内に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネ設備等の設計・設備・工事費	2/3	100 万円

別表 2（第 9 条関係）

区分	軽微な変更の内容
補助対象経費の配分	① 補助事業に要する経費の全体の 20 パーセント以内の減少となる変更をする場合 ② 別表 1 に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 20 パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業の内容	第 7 条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合